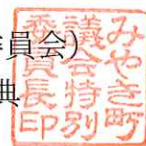


ふるさと寄附金事業特別委員会(100条委員会)における
「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」についての
調査に関する経過報告

みやき町議会議長 平野 達矢 様

令和 7年 3月 3日

ふるさと寄附金事業特別委員会(100条委員会)
委員長 宮原 宏典



ふるさと寄附金事業特別委員会(100条委員会)における「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」についての調査に関し、現在までの調査経過について、その概要を報告する。

現段階での調査に関する経過報告

1. 兼業禁止の規定に抵触
2. 地方自治法違反の疑念
3. 財務規則違反の疑念

について調査結果報告をする。

1. ふるさと納税制度の経緯

ふるさと納税制度の設立に向けた最初の一步は、2006年(平成18年)10月に「故郷寄付金控除」の導入が提案されたことだった。これは、当時の福井県知事からの問題提起で、大都市集中の傾向が強い日本で、地方は将来を担う子どもに未来を託し、コストを費やしていても、その子どもたちが納税前に大都市圏へと流出してしまうことを懸念してのことだった。つまり、ふるさと納税は、都市と地方の行政収支のバランスの悪さを是正することを目的として、「故郷」に寄付することで、自治体は育てた子どもたちからのコスト回収を期待する制度だったと言える。

2006年(平成18年)	「故郷寄付金控除」導入の提案
2008年(平成20年)	ふるさと納税制度が開始
2011年(平成23年)	東日本大震災により寄付者が急増
2015年(平成27年)	「ワンストップ特例制度」の導入
2019年(令和元年)	返礼品の規制強化

以降、今日に至るまで、制度は様々な変遷を繰り返し現在に至っている。
制度が大きく変動した平成29年及び平成30年において、本町の制度運用について本旨か

ら大きく逸脱しているのではないかという疑念がもたれ、様々な情報開示請求が行われた。

「ふるさと納税に関連する問題事項」については、令和4年(2022年)4月22日地方自治法第199条第6項に基づき監査委員会に監査要求があり、令和5年2月28日地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告された。

また、「2017年度(平成29年度)及び2018年度(平成30年度)におけるふるさと納税の返礼に関する公文書」について、令和3年3月11日付で公文書公開請求もあった。

2. 100条委員会の状況

先ず、100条委員会の権限等について、地方自治法は委員会に対し調査権を与えるとともに、罰則規定(告発)を設けている。しかしながら、100条委員会には捜査権は与えられておらず、問題事項について調査究明に近づいたとしても、自ら真相を解明することは極めて困難である。法令又は公文書に痕跡がある事案を除き、真相を究明することは非常に困難ではないかと考える。

そのことにより当該事案については、組織が効果的に機能しなかった事や証人尋問に際し、取りまとめに多くの時間を要したことに繋がったと感じているところである。

次に証人として招聘した前町長が選択した「宣誓拒絶」の取扱いについては、「偽証罪」には問えないものの、証言の信頼性と実効性については確保されていると判断し、状況証拠の判断材料として用いている。

当該報告書作成に際しては、その判断に至った証拠等について、逐次、公文書及び法令等に基づき調査検証し、その結果について判断した。

みやき町のふるさと寄附金事業については、法的裏付けについて何等検証、検討することなく、財源確保という首長の至上命令に従い、職員も担当者から会計管理者に至るまで、もの言えぬ体制の中で、何事にも優先して「法令を遵守」し最高決裁者に適正な助言、提言ができなかったことは、やはり組織に大きな問題が存在していると言わざるを得ない。

証人の多くは現・元行政関係者個人、また、請求した資料と相手方は町との取引先の法人の申告資料等であった。場合によっては告発されるという法令上の規定についても周知している状況にもかかわらず、当委員会が求める記録の提出されることはなかった。

株式会社みねCCに関する財務書類の調査については、令和6年7月17日付み議第158号で資料請求を行い、以降、3回文書にて請求を続けてきた。そして、令和7年2月5日、これに応じなければ「告発の対象」(請求資料を提出しない、証人尋問に出廷しない)とすべきか、委員会として告発について判断することを検討していたところ、2月10日口頭で、2月17日文書で、財務書類の提出と証人尋問に応じる旨、確認したところである。

このことが、調査の進捗を大きく阻害する要因であり、真相究明を遅らせた要因の一つとなったことは事実である。

証人尋問では、契約行為(契約の相手方の選定、1者随意契約の方法、契約金額)等の根拠と不合理について質すと、「基金は増加したし、町の財政には貢献したが損失を与えたとは認識していない」、また「膨大な業務量の多さに、地方自治法等法令遵守の意識が欠如していた」等、行政体としての基本姿勢に疑問を抱かざるを得ない。

3.「元副町長が、平成30年2月から令和2年4月まで、みやき町に物品を納入する法人の代表取締りに就任していたことの適否について」

(兼業禁止規定に抵触している(法的責任は))

登記簿謄本によれば、元副町長は平成30年2月15日株式会社みねCCの代表取締役に就任している。今回、提出された財務帳簿類及び調査した町の財務記録によれば、みねCC第1期事業年(H30.02月15日～H31.01月31日)に町がみねCCに支払った額は約4億2,536万円に対し、株式会社みねCCの売上額は約4億6,980万円、となっている。数値が示すとおり、「みやき町に対する株式会社みねCCが請負額50%以上を占めており、明らかに法に抵触している」と確認ができた。なお、請負割合が100%を超えたのは、財務書類の詳細が提出されていないが、町との取引以外に取引があったためと考えている。

このことについては、令和5年2月28日地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査委員より報告されたとおり、「元副町長が、町に物品を納入する法人の代表取締役に就いていたことは、町と多額の商行為(請負)を継続的に行っていたことは事実であり、法の趣旨に鑑みると、当時の副町長が法人の代表取締役に就任していたことは不相当であったと言える。」と報告されていたとおり、その事実が明確になった。

以上のことを総合的に考慮すると、前町長は「私が兼業を認め許可したのだから」という理由で、解職させず元副町長に報酬を支払い続けたが、このことは「元副町長の兼業の禁止」に伴う報酬の不正受給(返還)の可能性が大きいと推察される。

兼業の禁止に該当するとした根拠(条文解釈)

地方自治法第142条は、

「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人政令で定めるものを除く。)の無限責任社員(「無限責任」とは、会社が倒産したときなどに、会社の債権者に対して負債総額の全額を支払う責任を負うことを指します。会社がすべての債権を払いきれない場合は、無限責任を負う者は個人の財産をもち出してでも弁済しなければならない。なお、無限責任を負っている人は、直接債権者に対して弁済を行う責任が生じる。このように「直接的な」責任をもつことを「直接責任」と言う。)取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定している。

つまり、当該法人が自治体に対する請負額が50%以上を占めるような場合は、明らかに兼業禁止に該当するものと解されているとともに、当該請負量が当該法人の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長等の職務執行の公正、適正を損なう恐れが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、「主として同一の行為をする法人」に該当すると解されている。

(最高裁昭和62年10月20日判決)

また、同法第166条第2項は第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。と規定している。なお、この請負等とは、いやしくも営業として、

地方公共団体に対して物件労力などを供給することを目的としてなされる契約を全て含むものと解釈されているとともに、普通地方公共団体等が50%以上を出資している法人(第3セクター等)の場合には、兼業禁止規定の適用が除外されることになっている。

地方自治法第142条に規定する当該普通地方公共団体が出資している法人政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。(普通地方公共団体等が50%以上を出資している法人の場合には、兼業禁止規定の適用が除外される。)

なお、普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第142条の規定に該当するときは、これを解職しなければならないと規定している。

議事録抜粋 [証人尋問(元副町長)]

2月20日、元副町長に対する証人尋問を行ったところ、次のような証言を得た。
(百条委員会委員)

平成29年度、平成30年度の株式会社みねCCの売り上げのうち、みやき町との取引による売上高は半分を超えているというふうに認識しているが、それは間違いないか。

(証人) 半分を超えている。9割ぐらいあると思う。

(百条委員会委員) 半分を超える認識を持っているということだが、元副町長は長の許可を得た副業は可ということを主張されているが、地方自治法第142条には当時、町との取引が50%を超える場合は解職しなければならないという法律があるのはご存知でしたか。

(証人) 知りません。

議事録抜粋 [証人尋問(前町長)]

(証人)

前町長は証人尋問において、兼業禁止のことについて上位の法令があることは、もちろん知っていた。

第三セクターであれば報酬を得ることができるということだが、株式会社ですから、その取引が2分の1以上町との取引関係ですから、その点については私の認識が浅かったという風には思っている。勉強不足だったと。

4. 高額寄付者に対する処遇

調査の段階で「高額寄付者」(寄付額9億5,000万円(件数2、寄附受付日は平成31年3月14日)があったということは、今まで一切公表されてこなかった事実である。また、寄附に対する返礼額2億8,500万円「高額返礼品対象者」の事案も発見した。この寄附は株式会社KTソリューションズが取り扱った事案であり2億8,500万円の返礼品はAmazonギフト券であったにも拘らず、返礼品は地場産品等1億6,500万円、地場産品等1億2,000万円という虚偽の文書処理及び報告となっている。

また、これは株式会社KTソリューションズに対して、ふるさと納税返礼品開発支援サービス利用料として、1億4,250万円(9億5,000万円×15%≒1億4,250万円)が支払われた

ことになるが、当委員会が調査しなければ明らかにならなかった事実である。

寄附者の氏名等は非公表にするにしても、何故、公表しないこととしていたのか、また、当時返礼率や返礼品に制約はなかったものの、返礼額の上限規制はなかったのか。仲介事業者に対し、これだけの金額を予算措置することなく執行することは、法の秩序を逸脱した疑いがある。

さらに、本町の返礼率決定の根拠は何を基本としてきたのか。社会通念上、問題を感じる。

また、支出項目の「使用料及び賃借料」「インターネットサイト等利用料」とする公文書の存在も問題である。

議事録抜粋 [証人尋問(前町長)]

(証人)

「ふるさと納税すれば3割相当がある意味キックバックですね)、だれでもやられている……

弁護士を通じて株式会社KTソリューションズに話があり、寄附者はAmazonギフト券を要望されたと提案があった。KTに至るまで、2人ぐらい紹介者が間にいると、その人たちへの手数料を支払わなければならないということで、返礼率3割、中間手数料を5%上げる(15%)ことによって合意した。元々その条件で合意しなければ、他の自治体に寄附されこれを逃すか逃さない、得する、ゼロか9億。」

5. 決裁者の親族や友人や知人と1者随意契約した事例

「ふるさと納税返礼品納入事業」における発注者は「町」であり、受注者は「返礼品納入業者」であるため、当然、その行為については地方自治法の規定に基づく手続きが求められている。証言された「ふるさと納税寄附者が発注者」ということは決してない。

ふるさと納税制度(返礼品の制限、返礼率の制限)は当時法により厳格に規制されていたわけではないが、地方自治法等関連法令は「ふるさと寄附金に係る返礼品事業」等、契約行為に関する取扱いについて一切、改正等を行われていない。法は地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならないとされている。そのため、地方公共団体が発注する場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。

一方、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められているところである。

地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には、指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められている。

地方公共団体の「契約」に関しては、地方自治法第6節第234条以降及びみやき町財務規則において規定されており、今回の事案「みやき町ふるさと納税返礼品納入業者の選定決裁者」は前町長である。

前町長は「町のふるさと納税返礼品事業者は、町の財源確保に大きく貢献していただいております。ほとんどの事業者の方々は、私の友人や知人等です。私の友人・身内が経営する会社に対して、私は、何等権限はありません」と発言している事実がある。具体的には、親族等がその法人役員であり、且つ請負額が多額な実績を残している「株式会社株みねCC」、「一般社団法人優里」、「株式会社株 ALL Miyaki」があるが、当該法人については随意契約の重要な要因とされる、特別な生産者でもなく、当該事業に特別に精通しているわけでも、実績のある事業者でもない。

調査、究明を進めたところほとんどの事案について、1者随意契約の形態となっており、契約書等も存在せず、当該契約の相手方を選定した根拠(1者随意契約理由書)も存在しません。何故「ふるさと納税返礼品事業」のすべてについて、特定の事業者を契約の相手方とし1者随意契約としてきた行為については、適切でないとともに、1者随意契約したことにより競争が発生しないことになり、町に莫大な損害を与えた可能性も指摘される。このような状況の中、寄附金獲得競争に邁進し、決裁者も組織幹部も一切躊躇することなく、また、立ち止まって考えることもなく、事業が進められてきた事実が証言で明らかになった。

このことについては、証言により、行政を主導してきた前町長の姿勢、判断によるところが大きかったと判断されるが、そのことに関与してきた議会、監査委員、幹部職員にもその責任が存在することを自覚する必要がある。また、「予算も決算も議会も監査委員も認めてきたはず、中身はそういう人たちに聞いてもらいたい」と証言があっている。このような分かりにくい仕組みのふるさと寄附金のことについては、100条委員会による調査がなければ、決して表に出て来なかった事実である。

平成29年度及び30年度において、多額の返礼品を請け負っているのは、次の事業者です。

「株式会社 Plan」 H28.02.22 設立

「株式会社 ALL Miyaki」 H29.10.06 設立

「ユージェン」

「株式会社みねCC」H30.02.15 設立

「レッドホースコーポレーション株式会社」

「株式会社くりやま」H30.07.20 設立

「株式会社KTソリューションズ」H29.05.24 設立

R02.03.25 合併に伴い解散(存続期間約3ケ年)

「株式会社そごう西部東日本」

当該法人については随意契約の重要な要因とされる、特別な生産者でもなく、当該事業に特別に精通しているわけでも、実績のある事業者でもない。

何故「ふるさと納税返礼品事業」のすべてについて、特定の事業者を契約の相手方とした1者随意契約としたのか、また、その妥当性、法令上の根拠は不明。

なお、1者随意契約のため競争が発生せず、商品単価の比較検討が全く行われていないため、町に金銭的に莫大な損害を与えた可能性がある。

6. 1者随意契約とした事案に対する検証

地方自治法第六節契約第234条(契約の締結)に地方公共団体の契約について規定しています。

「ふるさと寄附金返礼品事業」に関する問題は、返礼品に係る契約の方法、契約の相手方の決定等、法令で定めた手続きを一切行っていません。具体的には、親族等がその法人役員であり、且つ、請負額が多額な実績を残している「株式会社みねCC」、「一般社団法人優里」、「株式会社 ALL Miyaki」が該当します。地方公共団体の権限を悪用していると言われても致し方ないように法令に即した行政行動を取っていない。

随意契約の根拠法令

<みやき町財務規則>

第3節 随意契約

(予定価格等)

第131条 政令第 167 条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める予定価格とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

第132条 収支等命令者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第 120 条から第 122 条までの規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取等)

第133条 収支等命令者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 1件の契約金額が 10 万円未満の物品の購入又は修繕をする時。
- (3) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。

3 収支等命令者は、見積書の徴取が終了したときは、見積徴取結果書(様式第 48 号)に記録し、町長に報告しなければならない。

(随意契約決定の通知)

第134条 前条の見積書を調査し、契約者を決定したときは、速やかにその旨を通知するものとする。

第5節 契約の締結

(契約事項)

第136条 収支等命令者は、契約を締結するときは、当該契約に係る次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。

(契約書の省略)

第137条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関し契約をするときを除く。

2 前項第1号の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他必要な事項を記載した請書(様式第49号)を契約の相手方(以下「契約者」という。)から徴さなければならない。ただし、軽易なものについては、請書に代え見積書によることができる。

7. 「ふるさと納税支援サービス利用契約」

[原契約書]

「ふるさと納税返礼品開発支援サービス利用契約」

みやき町(以下「甲」という)と株式会社KTソリューションズ及びSGLインベストメント株式会社の共同体(以下「乙」という)は次の通り契約を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、協働してみやき町のふるさと納税の推進及び制度の活用を向上を図るものとする。

(業務の内容)

第2条 乙はみやき町のふるさと納税推進のため、ふるさと納税返礼品の開発支援サービス(以下「返礼品開発支援業務」という)を行うものとする。

2 前項に係る業務のうち、IDC大塚家具、季楽及びオリーブスパの返礼品開発業務については、甲(みやき町)は乙(株式会社KTソリューションズ)に利用料を支払うものとする。

(契約の期間)

第3条 本契約の期間は、契約の日から(平成30年4月1日)から平成31年3月31日までとする。

(返礼品開発支援業務の利用料)

第4条 第2条に定める業務の利用料は、毎月の当該ふるさと納税の受領額に10パーセントを乗じた額とする。

[変更契約]

(目的)

第1条 甲及び乙は、協働してみやき町のふるさと納税の推進及び制度の活用
向上をはかるものとする

(業務の内容)

第2条 乙はみやき町のふるさと納税推進のため、個人に対して、ふるさと納税制度の紹介・
勧誘、寄附申込書の配布・回収等、ふるさと納税に関する支援サービス業務を行うものと
する。

2 本契約に該当するふるさと納税は「みやき町ふるさと寄附金申込書」に乙の紹介である
旨明記されたものに限る。

(契約の期間)

第3条 本契約の期間は、契約の日から(平成31年3月4日)から平成31年3月31日までと
する。

(支援サービスの利用料)

第4条 第2条に定める業務の利用料の額(消費税含む)は、原則寄付額に10パーセントを
乗じた額以内とする。但し、甲乙協議のうえ適当と認められる場合、その上限15パーセン
トを乗じた額以内とすることができる。

覚書について

(支援サービスの利用料)

1 乙の紹介によりみやき町へふるさと寄附金がなされた場合、その紹介・勧誘、寄附申込
書の配布・回収等、ふるさと納税に関する業務の委託料(予算執行は「インターネットサイ
ト利用料」)として、寄付額に15パーセントを乗じて得た額を、甲は乙へ支払うものとする。

[契約書]

(支援サービスの利用料)

第4条 第2条に定める業務の利用料の額(消費税含む)は、原則寄付額に10パーセントを
乗じた額以内とする。但し、甲乙協議のうえ適当と認められる場合、その上限15パーセン
トを乗じた額以内とすることができる。(上限15%以内を15パーセントに変更したのか)

高額寄付者紹介に対する謝礼制度について

寄附者の氏名等は非公表にするにしても、何故、公表しないこととしていたのか、また、当
時返礼率や返礼品に制約はなかったものの、返礼額の上限規制はなかったのか。さらに、
本町の返礼率決定の根拠は何を基本としてきたのか。社会通念上、問題を感じる。

第7条では、再委託の禁止、第12条は委託契約の変更とし、第9条では実績報告の提出
を規定するとともに、上記覚書にも委託料としている。にも拘らず決裁文書に支払項目は
「使用料及賃借料」の「インターネットサイト等利用料」とあえて特記されている。

平成31年3月4日付「ふるさと納税支援サービス利用契約書」契約締結期間は平成31年
3月4日であり、契約期限は平成31年3月31日となっている。何故、この期間だけなのか。

「株式会社KTソリューションズ」平成29年5月24日に設立し令和2年3月25日に合併に伴い解散している。しかし、明確な根拠や理由を公文書として残すことなく1者随意契約としており、本町「ふるさと納税返礼品事業」の中心的存在として位置づけられている。

当該契約は「ふるさと納税返礼品事業」を開発支援するという事を目的としているが、何故「株式会社KTソリューションズ」、何故この手法でなければならないのか、また、このやり方が他の方法に比し、経済性を有するのか等の根比較も全く明確にされていない。

1. 株式会社KTソリューションズは平成29年5月24日に、「ふるさと納税における、地域事業者の販売支援及びマーケティング戦略の企画、立案、開発、実施、運営、販売及び広告宣伝並びにそれらに関するコンサルティング」を目的として会社設立された。
2. ふるさと納税をより多く獲得するために、あえて専門事業者(?)を置いて、かつ寄附額の10%を利用料として支払うことが求められていたのか。
(当時の総務省の基本的な考え方は不正ではなかったが、積極的に推奨するものでもなかった)

何故、株式会社KTソリューションズなのか、何故、19事業者の返礼品なのか。「ふるさと納税返礼品開発支援サービス利用契約」は利用料金という名目で、契約書第4条の規定に基づき納税額に10%を乗じて得た額を株式会社KTソリューションズ宛に支払うことになっている。何を利用するかは契約書にも記載されていない。また、この仕組みに組み込まれた事業所19社の返礼品(別添)に係る物品売買契約書は存在しない。基本的には、選定された事業者の返礼品は、株式会社KTソリューションズを通して納品され、株式会社KTソリューションズが町からの支払先(債権者)となっている。多くの地場産品でない返礼品は概ね、株式会社KTソリューションズを通す仕組みとなっている。

「返礼品開発支援サービス利用契約」が、どのようなサービスなのかの定義もなく、また、どのような制度なのか理解されないよう、特定の事業者に手数料が発生するように仕組みられている。

「返礼品開発支援サービス」について利用契約では、「株式会社KTソリューションズはみやき町のふるさと納税推進のため、ふるさと納税返礼品の開発支援サービス(以下「返礼品開発支援業務」という)を行うものとし、IDC大塚家具、季楽、オリーブスパ、JTB、HIS、阪急交通社、近畿日本ツーリスト、つるや(ゴルフ)、アコーディアゴルフ、パシフィックゴルフマネジメント、オリックスゴルフ、東急グループ、藤田観光グループ、ペッパーフードサービス(いきなりステーキ)、ハーゲンダッツ、ジェフグルメカード、コメダ珈琲、おもちゃ券、アマゾンの返礼品開発業務については、甲(みやき町)は乙(株式会社KTソリューションズ)に利用料を支払うものとする。

効率的な契約を行うには株式会社KTソリューションズを通すことなく、何故、直接19社と購入契約することができなかったのか、また、どのような根拠で株式会社KTソリューションズを1者随意契約の相手方として選定したのか。当該法人の行為は、単に仲介手数料を目的とした仕組みを合法的(契約)に見せるために仕組んだものではないかという疑念が大きい。

8. iPadに関する事業体系

この契約は「みやき散策」アプリ利用券に(Apple社製品付)iPadをつけた商品の売買契約である。

契約の内容は

第1条(適用範囲、本契約の効力)

- 1 本契約は、本商品を目的とする商品売買契約(以下「個別契約」という)に共通して適用されるものとする。
- 2 本契約締結時に甲乙間に存在する個別契約は、特に定めがない限り、本契約が適用されるものとする。

第2条(個別契約)

- 1 個別契約には、本商品の品名、規格、数量、単価、代金総額、引渡期日、場所、方法、商品代金支払いの期限、方法、およびその他売買につき必要な条件を定めるものとする。
- 2 本契約に基づく個別契約は、前項の内容を記載した甲の注文書等に対し、乙がこれを承諾することにより成立する。

この返礼品購入に際しては、次の事業者が組み合わされている。このことは証言からも明らかである。なお、レッドホースカンパニー株式会社については、返礼品事業者でもないにもかかわらず、債権者となっている。

「株式会社みねCC」・「株式会社 ALL Miyaki」・「レッドホースカンパニー株式会社」・「株式会社そごう西部東日本」・「株式会社KTソリューションズ」

「みやき散策」アプリ利用券に(Apple社製品付)iPad売買契約

同一型番で購入単価の異なる請求書が存在する。5社(株式会社KTソリューションズ・株式会社みねCC・株式会社 ALL Miyaki・株式会社そごう西部東日本・レッドホース株式会社)の組み合わせには役割(顧客対応、資金手当て、財務管理等)が存在し、レジホームの同一IDパスワードを使用し、同一人物が作成していたか(他の法人の顧客情報の流用)疑われる

「売買基本契約」の詳細

この契約は「みやき散策」アプリ利用券に(Apple社製品付)iPadをつけた物品の売買契約であり、契約の相手方は、株式会社そごう西部東日本、レッドホースコーポレーション株式会社、株式会社 ALL Miyaki、株式会社みねCCとなっている。

みやき町と株式会社そごう西部東日本との契約の内容は

第1条(適用範囲、本契約の効力)

- 1 本契約は、本商品を目的とする商品売買契約(以下「個別契約」という)に共通して適用されるものとする。
- 2 本契約締結時に甲乙間に存在する個別契約は、特に定めがない限り、本契約が適用されるものとする。

第2条(個別契約)

- 1 個別契約には、本商品の品名、規格、数量、単価、代金総額、引渡期日、場所、方法、商品代金支払いの期限、方法、およびその他売買につき必要な条件を定めるものとする。
- 2 本契約に基づく個別契約は、前項の内容を記載した甲の注文書等に対し、乙がこれを承諾することにより成立する。

「覚書」の詳細(参考資料)

みやき町と株式会社そごう西部は平成30(2018)年5月1日付で締結した「売買基本契約書」(以下「原契約」という)に基づき売り渡す商品に関し、以下のとおり確認したため、覚書を締結する。

1. 本商品とは「みやき散策」アプリ利用券(Apple社製品付)[iPad]
この項目はアプリが主であり、付属として(Apple社製品付)[iPad]という事を確認しているものである。
2. 甲及び乙は、甲が本商品を返礼品として利用することが、ふるさと納税の趣旨にかなうものであることを認識していることを確認する。
何故、このような項目が必要なのか

iPad に関するみねCCの証人尋問

議事録抜粋 [証人尋問(元副町長)]

(証人) 半分を超えている。9割ぐらいあると思う。

(百条委員会委員) その観光アプリを入れる作業は誰が行っていたのか。

(証人) 東京である納入業者が指定していたと思います。

(百条委員会委員) では、納入業者さんがアプリを入れてそのまま発送していたというご認識でよろしいですか。

(証人) いや、入れる作業をしていたと思いますよ。思います。

(百条委員会委員) 入れる作業をしていたというのは、株式会社KTソリューションズが行っていたという認識。で、よろしいですか。

(証人) はい。

(百条委員会委員) では、そのアプリをKTソリューションズが入れて返礼品として発送していたという認識で大丈夫でしょうか。

(証人) そうですね。返礼を入れて発送したとアプリ自体を。アプリとくっつけてですね。本体は。

(百条委員会委員) それだとですよ。その図で言うと、株式会社みねCCはですよ、請求書を発行して、ただ請求をかけていたということになりますけど、それ、そういったことでよろしいでしょうか。

(証人) そうですね。はい。うちでは入れてないけんね。みやき町では。

(百条委員会委員) 先ほどですよ。その事務関係に関しては外注をしていたということなんですけど。じゃあ、請求書、見積書を作るのも外注して、商品の納入も外の業者に任せて売

り上げを上げていたということによろしいですか。

(証人) このKTに。ふるさと納税は代行していただいたか。あの企業ちゅうか、そこをお願いしていたということです。このアプリ以外のいろんな肉てんなんてんも、すべて請求書ですね。

(百条委員会委員) 今のですよ。原野氏の説明によると、iPad 関係に関しては観光アプリも株式会社KTソリューションズが入れて、返礼品として発注を、発送して。その見積書と請求書も株式会社みねCCは外注されて他の会社が行っていたという説明だったんですけど、それで大丈夫ですか。

(証人) 納入する業者とあの請求書というので、町に対する請求のことですかね。もちろんそれは別の会社という、ふるさと納税を代行するような会社をお願いして、KTの請求とは別。

(百条委員会委員) ふるさと納税を代行するような会社っていうのは、見積書や請求書を代行で作る会社ということですか。

(証人) いや、請求書です。納入業者から代行業者が株式会社みねCCの代行してくれただけ。請求書てんなんてんの、町に対してですね。そこだけです。

(百条委員会委員) これまでのですね、証言の中に、まあ、株式会社みねCCの職員さんが見積書、請求書を持ってきてたっていう証言とちょっと食い違うんですけど、そのあたりはじゃあ間違いなく外注していた業者がやっていたというご認識でよろしいですか。

(証人) はい。外注していたところが振興協会とか持っていったかもわからん、請求書をですね、私が印鑑押したのを持っていってくれたかもわからない。私もいくつか持っていたかわからんけど。

(百条委員会委員) 外注してたのに、原野さんご自身が持つていくこともたまにはあったということですか。

(証人) はい。印鑑は私が打たんばけんですね。持つていかんばでけんもん。

(百条委員会委員) またその関連になるんですけど、そのご自身が挙げた請求書をですよ支出負担支出命令に副町長として印を押すことに疑問は感じませんでした。

(証人) 人格は別やけん思いません。

(百条委員会委員) はいわかりました。では、あと一点、そのKTソリューションズとですね、iPad 関係の。まあ株式会社KTソリューションズが絡む事案のことに関してはですね、前町長と協議が行われて、担当がだったり、ふるさと振興協会にその内容が降りてきてたっていう証言があるんですけど、そういったことはご存知でしたか。

(証人) いや、知らないです。

9. 「株式会社くりやま」

「みやき町」(以下「甲」という)と「株式会社KTソリューションズ」(以下「乙」という)及び株式会社くりやま(以下「丙」という)は次のとおり「ふるさと納税返礼品開発支援サービス利用契約」を平成30年8月1日付で締結している。

当該契約は、平成30年4月1日付で、みやき町と株式会社KTソリューションズとの間に締結された「ふるさと納税返礼品開発支援サービス利用契約」に「株式会社くりやま」を追加し、対象事業所を17社から2社増加し、19社となっているところが増加点である。しかし、共同企業体協定書も存在せず、企業体の出資割合や代表者の指定もなく、契約書としての形式は法令に反しているという疑念がある。

第2条第2項に規定された事業所(19社)は、IDC大塚家具、季楽、オリーブスパ、JTB、HIS、阪急交通社、近畿日本ツーリスト、つるや(ゴルフ)、アコーディアゴルフ、パシフィックゴルフマネジメント、オリックスゴルフ、東急グループ、藤田観光グループ、ペッパーフードサービス(いきなりステーキ)、ハーゲンダッツ、ジェフグルメカード、コメダ珈琲、おもちゃ券、アマゾンとなっている。

このことにより、「株式会社くりやま」も19のギフト券の選択があった場合は、寄附額の15%が利用料として支払われる株式会社KTソリューションズと同等の事業所となったことになる。(株式会社KTソリューションズとは按分か。)

「ギフト券」に係るポイントの取り扱い(Amazonは6%)については、今後の検証事項である。

何故、特定の商品だけを対象に、また、特定の事業者だけを契約の相手方とした仕組みを構築する必要があったのか、それに対し、「ふるさと納税を獲得するためにはこの方法しかなかった」というような弁明があったが、公共の契約については法令を遵守し、公平、公正に実施されることが求められているという、原則を忘れてはならない。

「株式会社くりやま」は平成30年7月18日に、「ふるさと納税における、地域事業者の販売支援及びマーケティング戦略の企画、立案、開発、実施、運営、販売及び広告宣伝並びにそれらに関するコンサルティング」と登記事項の目的を変更した。この目的変更の内容は、株式会社KTソリューションズと全く同じである。

10. 返礼品の検収・納品確認

[地方自治法](契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

(監督、検査及び確認)(みやき町財務規則)

第139条 収支等命令者は、契約を行うときは、契約の目的である内容の給付について行う監督、検査及び確認について随時及び契約の相手方の申出によりこれを行う旨契約しなければならない。

2. 収支等命令者は、監督、検査及び確認を契約の相手方の申出により行う場合は監督、

検査、確認申請書(様式第 50 号)を契約の相手方が提出する旨を契約しなければならない。
と規定している。

証人からは、納品確認(検収)は行われていなかったという証言が多くあったが、何千万、何億円という返礼品(Amazonギフト券等)について、どのような方法で納品確認(検収)を行ったか。

11. 証人尋問の信憑性の評価と法令に基づく判断

- (1) 宣誓は、証人や当事者が法廷で証言を行う際に、その内容が虚偽でないことを誓うものである。宣誓を拒絶した者は、証人中二人である。しかし、宣誓を拒絶したことにより、その後の証言の証拠として影響するものではない。
- (2) 今回の事案は、町と返礼品納入事業者との物品売買契約である
(ア) 発注者は「町」であり、受注者は「返礼品事業者」である。したがって地方自治法以下関係法令に基づく契約の手続きが必要である。

12. 証人の出頭等の状況

対象者15名中1名欠席(1名については診断書付)(元担当課主幹)

13. 宣誓拒否等の状況

対象者15名中2名(前町長・元副町長)

14. 「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」についての調査概要

本委員会では、議決された二つの事項の適否を明らかにするため、29回の委員会を開催しました。その概要は下記のとおりであります。

第1回 令和6年4月5日

100条委員会概要説明 委員会運営要綱 調査事項詳細説明 記録提出
助言者の選任について(委員長一任)

第2回 令和7年4月24日

調査事項詳細説明・問題点洗い出し
質問事項の協議
調査のための記録を5月15日までに提出依頼

第3回 令和6年5月15日

100条調査事項の取りまとめ
助言者(奥田弁護士)紹介

第4回 令和6年5月24日

助言者(石橋税理士)紹介

助言者(赤司行政書士)紹介

行政文書、財務文書(随意契約・納入業者選定・返礼品・返礼率資料要求)

第5回 令和6年6月4日

記録提出要求する事業者を選定し、提出の締め切りを6月26日とする。

第6回 令和6年7月10日

助言者(弁護士)から記録提出に関する助言を受ける。

第7回 令和6年7月17日

記録提出の件について、助言者の指導を受け法人への再提出要請を行う。

第8回 令和6年7月24日

記録調査 法的助言者3名出席 執行部担当課から調査書類の説明を受ける。

行政資料の調査を行う。

第9回 令和6年7月31日

記録提出期限までに提出のなかった法人への対応協議

記録を提出しない町内法人は地方自治法第100条第3項の規定により罰せられるので、その対応を協議した。

第10回 令和6年8月9日

記録を提出しない町内法人について、法的助言者の意見を聞いて、再度の書類提出要求をすることとした。

第11回 令和6年8月22日

ふるさと納税事務に関し、地方自治法との関係を町に問い合わせることとした。

中間報告の内容について協議した。

第12回 令和6年9月4日

再度の記録提出要求を行ったにもかかわらず、資料を提出しない法人に対する、地方自治法第100条第9項に規定する議会の告発について協議した。

第13回 令和6年9月12日

再度の記録提出に電話で事務局に連絡ありと事務局より報告、委員会として協議した。
電話でなく正式な文章回答を再度の記録提出をお願いする。

第14回 令和6年9月17日

ふるさと寄附金事業特別委員会(100条委員会)調査中間報告書を議会運営委員会に提出

第15回 令和6年9月24日

地方自治法第100条第1項により提出を求める記録等資料について協議した。
助言者(弁護士)から町からの法人町民税申告書請求の提出に関する助言を受ける。
地方自治法第100条第1項により3回目の記録等資料の請求を行うこととした。

第16回 令和6年10月16日

地方自治法第100条第1項により記録等資料提出について協議した。
3回目の記録提出に電話で事務局に連絡ありと事務局より報告、どうして、何度も請求通知を送るのかと質問ありと報告、委員会として協議した。
正当な理由がないのに提出を拒んだ場合は、第10条第3項に規定による罰則規定について協議した。
町から提出があった、法人町民税申告書の調査、審議について、みやき町議会委員会条例第18条の規定に基づき、秘密会で行うこと決定した。
証人尋問について協議した。

第17回 令和6年10月18日

地方自治法第100条第1項により提出を求める記録等資料について協議した。
助言者3名から記録提出に関する助言を受ける。
証人尋問について協議した。
助言者3名から証人尋問に関する助言を受ける。

第18回 令和6年10月25日

地方自治法第100条第1項により提出を求める記録等資料について協議した。
記録等資料の提出されていない法人に質問状を送ることを決定した。
証人尋問について質問内容について協議した。

第19回 令和6年11月5日

地方自治法第100条第1項により提出を求める記録等資料について協議した。
記録等資料の提出がない法人に再度質問状を送ることに決定した。
証人尋問について協議した。
証人尋問を12月17日にすること協議した。

参考人として、ヒヤリングをした。情報未来課長・財政課長にみやき町より提出された記録等資料の質問した。

第20回 令和6年11月11日

証人尋問について協議した。

証人尋問の対象者15名を証人尋問することを決定した。

第21回 令和6年11月22日

地方自治法第100条第1項により提出を求める記録等資料について協議した。

参考人として、ヒヤリングをした。情報未来課長・財政課長にみやき町より提出された記録等資料の質問をした。

証人尋問について協議した。

証人尋問時の口述書作成について協議した。

第22回 令和6年12月12日

地方自治法第100条第1項により提出を求める記録等資料について協議した。

元副町長がふるさと納税返礼品納入する役員に就任していた適否に関する記録等資料をみやき町に請求を決定した。

証人尋問について協議した。

証人尋問は秘密会議と決定した。

証人尋問の日程を協議した。

第23回 令和6年12月17日

ふるさと寄附金事業特別委員会(100条調査委員会)で、証人尋問した。

証人尋問対象者6名、内1名欠席、証人尋問5名実施した。

第24回 令和7年1月15日

ふるさと寄附金事業特別委員会(100条調査委員会)で、証人尋問した。

証人尋問対象者5名、証人尋問5名実施した。

第25回 令和7年1月17日

ふるさと寄附金事業特別委員会(100条調査委員会)で、証人尋問した。

証人尋問対象者4名、内1名欠席、内宣誓拒否1名(委員会で承認)、証人尋問3名実施した。

第26回 令和7年1月30日

ふるさと寄附金事業特別委員会(100条調査委員会)証人尋問の報告書について協議した。

報告書の今後の日程について協議した。

令和7年2月5日各委員報告書作成、令和7年2月12日委員会報告書作成、委員会告発について協議した。

令和7年2月20日議長に報告書、告発状提出、令和7年2月20日議会運営委員会に報告書・告発状提出、令和7年3月5日議会で委員長経過報告をすることを決定した。

第27回 令和7年2月5日

報告書について協議した。

告発の発議文について、弁護士に相談した結果を報告する。

第28回 令和7年2月12日

報告書について協議した。

原野茂氏より証人尋問を実施した。

原野茂氏の証人尋問について協議した。

発議文作成と告発対象者について協議した。

第29回 令和7年2月20日

ふるさと寄附金事業特別委員会(100条委員会)で、証人尋問した。

証人尋問対象者1名、証人尋問1名実施した。

報告書について協議した。